

●南丹市保育所保育料等徴収金基準額表

2号認定（3歳以上児 ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から）			
保育料徴収金基準額（月額）	0円※1	副食費	4,500円※2

※1 3歳以上児は、幼児教育・保育の無償化のため、0円となっています。
3歳以上児より副食費が必要になります。副食費は、日割りはありません。

※2 次の場合、副食費は免除です。

- ① 年収360万円未満相当（市民税57,700円未満）の世帯の子ども
- ② 全所得階層の第3子以降の子ども（多子の数え方には条件があります。）
 - ・市民税所得割57,700円以上～169,000円未満：満18歳未満（※）の子どもから数えて、3人目以降の子ども（※18歳に達する以降最初の3月31日までの間を含む。）
 - ・市民税所得割169,000円以上～ 就学前児童の範囲で、上から3人目以降の子ども

3号認定（3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）				
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収金基準額（月額）		国・京都府の減免制度により適用される内容
階層区分	定義	保育標準時間保育料	保育短時間保育料	
A	生活保護世帯	0円	0円	-
B	市民税非課税世帯	0円	0円	-
C1	市民税所得割非課税世帯	8,000円	7,800円	第2子半額 第3子以降無料 57,699円以下 57,700円以上 第2子半額 第3子以降無料 多子カウント年齢制限あり（18歳になる年度まで） *同一世帯内において2人の児童が入所している場合 第3子以降無料 *同一世帯内において3人以上の児童が入所している場合
C2	8,000円未満	10,000円	9,800円	
C3	8,000円以上48,600円未満	11,000円	10,800円	
D1	48,600円以上52,700円未満	12,600円	12,300円	
D2	52,700円以上56,400円未満	14,000円	13,700円	
D3	56,400円以上64,300円未満	18,000円	17,600円	
D4	64,300円以上75,200円未満	24,500円	24,000円	
D5	75,200円以上97,000円未満	29,600円	29,000円	
D6	97,000円以上112,200円未満	32,500円	31,900円	
D7	112,200円以上147,000円未満	36,000円	35,300円	
D8	147,000円以上169,000円未満	39,000円	38,300円	
D9	169,000円以上211,100円未満	41,000円	40,300円	
D10	211,100円以上264,500円未満	43,000円	42,200円	
D11	264,500円以上301,000円未満	45,000円	44,200円	
D12	301,000円以上	46,000円	45,200円	

※ 多子カウントの対象…保護者と生計を一にしていることが条件です。必ずしも同居を必要とはしていません。

※ 3歳未満児の給食副食費は、保育料の中に含まれます。

●南丹市保育所〈ひとり親世帯、障がい児（者）のいる世帯〉保育料徴収金基準額表

3号認定（3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）			
階層区分 (定義は前の表を参照)	保育料徴収金基準額（月額）		国・京都府の 減免制度により 適用される内容
	保育標準時間保育料	保育短時間保育料	
B	0円	0円	第2子 以降無料
C1	4,000円	3,900円	
C2	5,000円	4,900円	
C3	5,500円	5,400円	
D1	6,300円	6,150円	
D2	7,000円	6,850円	
D3	9,000円	8,800円	
D4	9,000円	9,000円	
D5 (77,101円未満)	9,000円	9,000円	

※ D5階層の一部（世帯の市民税所得割課税額が77,101円以上）を超える世帯は、「南丹市保育所保育料徴収金基準額表」を適用します。

【その他の減免制度】

在宅障がい児（者）のいる世帯で、D5階層の一部（世帯の市民税所得割課税額が77,101円以上）からD12階層の世帯における保育料については、「南丹市保育所保育料徴収金基準額表」に定める保育料徴収金基準額の1/2になる場合があります。

～下記に該当する世帯については、保育料の負担軽減があります～

- (1) 生活保護等世帯 (2) ひとり親世帯 (3) 在宅障がい児（者）のいる世帯
(4) 第3子以降の通所児童がいる世帯

※ (3)の方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の証書の写しを添付が必要です。